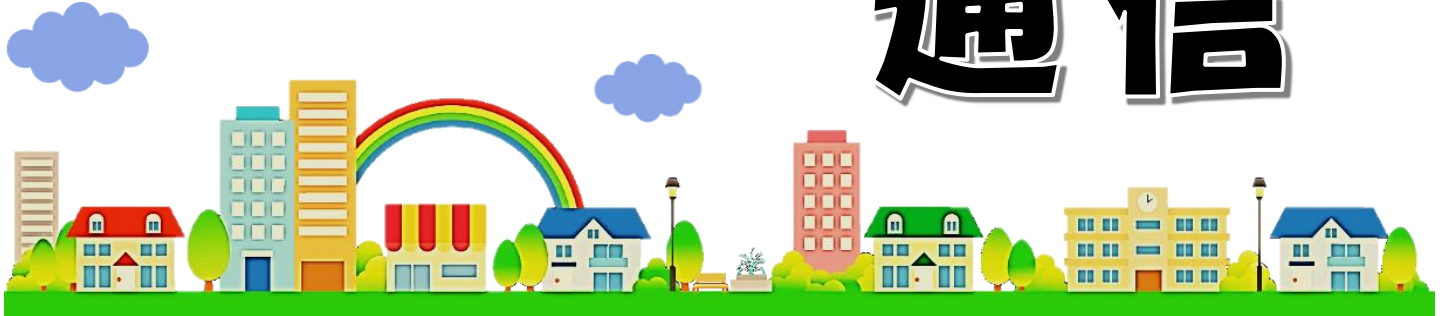


キラリ通信



11月12日～11月25日は
『配偶者等からの暴力をなくす啓発期間』



パープルリボン
「女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク」
内閣府

こんな人には要注意！

配偶者や恋人などとの親密な関係において、最初の頃は、相手の良いところが目につきやすいものです。その後付き合いが深くなると、相手をコントロールしたい要求が強くなったり、愛情表現が過剰になるなど、いつの間にかあなたがDV被害者になってしまうことがあります。

パートナーは、「嫉妬深いですか？」

「傷つけるようなことを言った後、急にやさしくなりますか？」

「どこで何をしているか異常に気にして、たずねたりしますか？」

「実家の家族や友人と出掛けることを嫌がりますか？」

「気分が急変し、人が変わったようになりますか？」

「過去に暴力が原因で離婚していませんか？」

「殴るそぶりや、物を投げつけるふりをして、おどかしますか？」

「自分の知らないことがあると急に機嫌が悪くなり、怒りだしますか？」

「自分の失敗なのに他の人のせいにすることがありますか？」

「嫌がっているのに、性行為を強要することがありますか？」

「過去の交際関係を執拗にたずねられませんでしたか？」

「あなた宛のメールや手紙を勝手に見たり、細かくチェックすることがありますか？」

このいくつかに当てはまるからといって、すべての人がDVを起こすわけではありません。しかし、相手の体や心を傷つける暴力は重大な人権侵害にあたり、これが「DV」なのです。よくパートナーを知って注意深く、冷静に判断できる余裕が大切です。

DV…ドメスティック・バイオレンスの略

配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある人やあった人から振るわれる暴力のこと。

いざという時

法律が 千からになる！

女性センター相談では、毎年100件を超える相談があります。その内の半分を上回る相談が、パートナーとの不和、不満、DV、離婚問題です。夫婦間では、トラブルが起こることは決して少なくはありませんが、そんな時、法律が助けになります。

当センターでは、年に1回、女性弁護士をお招きして「女性のための法律講座」を実施しています。

離婚の手続きに関してや、離婚にあたり協議すべき問題点など、知っておきたいことは、たくさんあります。

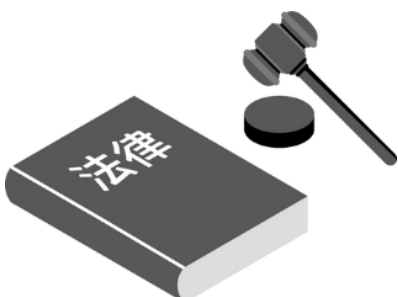
たとえば…

年金分割

結婚中のそれぞれの厚生・共済年金の保険料納付記録の合計額を当事者で分割します。上限は50%です。平成20年4月1日以降成立の離婚については、合意がなくても、サラリーマンの妻である専業主婦の方など国民年金第3号被保険者の請求により、その期間は一律2分の1を分割します。離婚後2年内に年金事務所で手続きしないといけません。

慰謝料

相手方に、不貞行為や暴力があった場合、精神的苦痛の賠償として、慰謝料請求は可能ですが、証拠があっても慰謝料請求が難しいのが現実です。



婚姻費用

法律上、夫婦はその負担能力（収入の大小等）に応じて、生活費等を分担する義務を負っています。分担に応じなければ、家庭裁判所に婚姻費用分担請求の申立てをすることができます。

財産分与

原則、結婚している間に作った財産や借金は、名義がどちらであれ、夫婦間では夫婦の共有財産・借金として考え、離婚時に清算することになります。

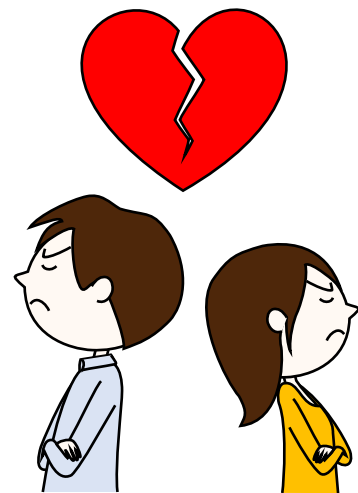
未成年の子がいる場合

どちらかの親を親権者として定める必要があります。ただし、法律上の親子関係は、離婚後も変わりません。子の氏を親権者の氏に変更したい場合は、子の氏の変更許可申立が必要です。養育費や面会交流についても話し合うこととされていますが、合意は必須ではありません。

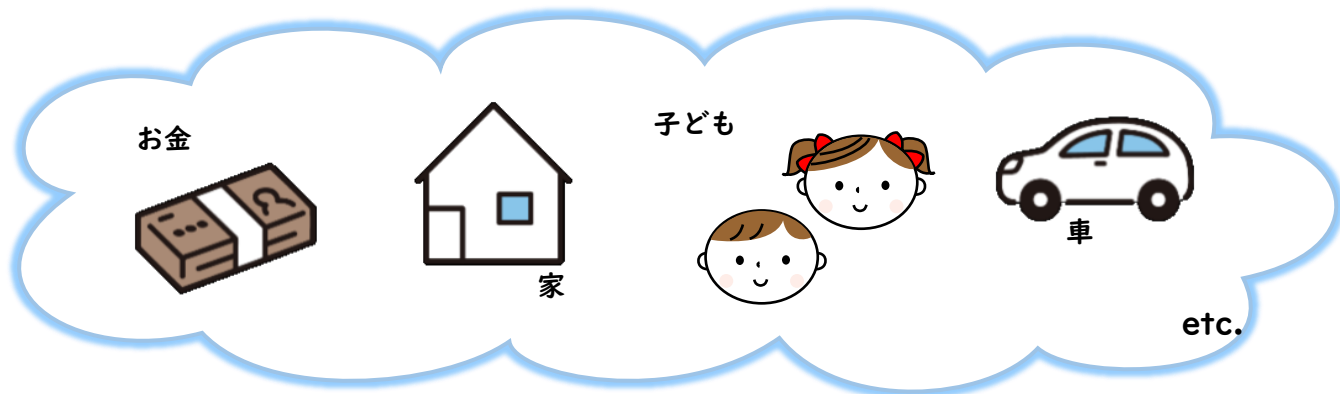
財産分与は離婚の時から2年、慰謝料は不法行為時から3年経つと、申立てできないので、注意が必要です。

離婚の進め方、離婚の方法についてはケースバイケースです。法的な問題点が多くなれば、法的主張が中心となるので、弁護士に依頼するか、弁護士に随時相談して進めた方が無難です。また、離婚の原因には、「性格の不一致」「暴力」「浮気」などがあげられますが、特に暴力事案では、弁護士が窓口・防波堤となることにより、被害者が加害者と直接接触することなしに、交渉することができます。

弁護士の相談支援を受けるためには、資力要件がありますが、国が設立した法テラスの窓口では3回までは無料で相談できます。弁護士に正式に委任する場合は、DV事案の経験や、研修を受けられた弁護士を京都弁護士会から紹介してもらうのがお薦めです。



離婚後、自立して生計を立てていくためには備えが必要です。離婚のイメージを自分なりに持つておくことが大切になってきます。何を重視するのか。早期に離婚することなのか、子の親権なのか、慰謝料なのか、譲れるところ、譲れないところを検討し、くれぐれもよく考えてから行動を起こしましょう。



京都弁護士会

女性弁護士による女性のための無料電話相談

受付時間	火曜日：正午～午後2時 木曜日：午後3時～5時 ※ただし、祝日及び 12/28～1/4 を除く。
相談専用番号	075-231-2355 ※ただし、相談実施日以外はかかりません。
相談時間	1件あたり、 20分から30分程度

『配偶者等からの暴力をなくす啓発期間』

パネル展示実施中！



配偶者や恋人の暴力に悩んでいるあなたへ

ひとりで悩まずに
各相談機関へご相談ください。

京都府家庭支援総合センター（京都府配偶者暴力相談支援センター） 【DV相談専用】 毎日 午前9時～午後8時 ※面接相談は要予約		☎075-531-9910
京都府南部家庭支援センター 【DV相談専用】 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前9時～午後5時 ※面接相談は要予約		☎0774-43-9911
DV相談＋(ﾌﾟﾗ)		☎0120-279-889 <24時間受付>
京都府 警察本部	警察総合相談室 月～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後5時45分	☎075-414-0110 または #9110
	京都ストーカー相談支援センター（KSCC）	☎075-415-1124 <24時間受付>
府内各警察署相談室		☎府内各警察署へ ダイヤル
木津警察署		☎0774-72-0110

緊急時は
110番

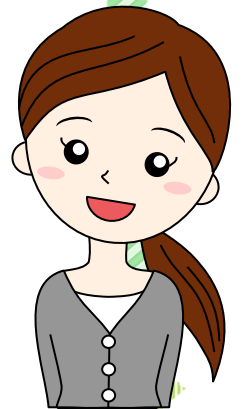
女性相談

ひとりで悩んで
いませんか？

女性センターでは、女性の様々な問題をともに考え、自分自身の力で
一歩を踏み出していただけるようにお手伝いします。
相談はすべて無料。秘密は厳守します。安心してご相談ください。

一般相談 <面接・電話> 毎週金曜日（祝日を除く） 午後1時～3時
女性相談員が、あなたの悩みや問題をお聴きします。

こころとからだのカウンセリング <面接のみ> ※要予約
女性の専門医が、あなたのこころやからだの悩みの相談にあたります。



木津川市 市民部 人権推進課
木津川市女性センター
〒619-0223
木津川市相楽台4丁目3
☎0774-72-7719

利用時間：午前9時～午後5時
休館日：月曜日・祝日・年末年始

